

令和3年度第2回

板橋区情報公開及び個人情報保護審議会

会 議 録

板橋区総務部区政情報課

令和3年度第2回板橋区情報公開及び個人情報保護審議会

- 1 開催年月日 令和3年12月22日(水)
- 2 開催場所 板橋区役所北館11階第三委員会室
- 3 審議会委員  
会長 佐藤 信行  
副会長 岩隈 道洋  
委員 飯塚 亜矢子  
高木 祥勝  
河野 雅子  
藤崎 弘道  
福司 慶子  
岩沢 美代子  
内田 けんいちろう  
さかまき 常行  
山田 ひでき  
おばた 健太郎  
橋本 正彦  
中川 修一
- 4 事務局 総務部長  
区政情報課長  
IT推進課長
- 5 関係課長 予防接種担当課長

午後 2 時 開会

○区政情報課長 皆様、こんにちは。定刻になりましたので、令和 3 年度第 2 回板橋区情報公開及び個人情報保護審議会を進めさせていただきたいと存じます。

配付資料は、次第に記載の資料 1 - 1 から資料 4 まででございます。

資料の過不足などがございましたら、職員の方にお申し付けいただきたいと思います。

よろしゅうございましょうか。

それでは、これからの会議の進行につきましては、佐藤会長にお願いしたいと存じます。

よろしくお願いいたします。

○会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまから令和 3 年度第 2 回情報公開及び個人情報保護審議会を開始いたします。

傍聴希望の申し出はなかったというふうに報告を受けておりますので、本日は傍聴の方はなしということで進めます。

本日の議題は、特定個人情報保護評価についての諮問と、事務局からの報告事項が 3 件ございます。

効率的に議事を進めてまいりたいと思いますので、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

なお、本日も関係課長の皆様に出席いただいております。質問の内容によりましては、関係課長よりお答えいただくことになっておりますので、その点もご理解ください。

では、初めに、特定個人情報保護評価についてであります。

本日ご審議いただくのは、しきい値判断の結果、新規に作成することになった予防接種に関する事務、全項目評価書についてでございます。

なお、この後に予定しております報告事項 1、小委員会審議状況報告につきましては、特定個人情報保護評価に関し、10月4日に開催しました小委員会の報告ですので、本件議題と併せて報告するという事でお認めいただきたいと思います。

それでは、まず、小委員会における評価書の第三者点検の結果と併せて、事務局から説明をお願いいたします。

○区政情報課長 説明、報告の前に、口頭になりますが、小委員会における第三者点検の方法について、簡単にご案内させていただきます。

従来から、予防接種事務では個人番号を利用しているため、板橋区においても既に特定

個人情報保護評価を実施しているところでございます。

今般は、新型コロナウイルス感染症への対策に関わる予防接種事務において、国が構築したワクチン接種記録システム（VRSと呼んでおります）こちらを利用することとなりました。

また、全区民の個人番号を取扱うことから、しきい値判断項目により判断した結果、予防接種に関する事務、基礎項目評価及び全項目評価を再実施し、評価書を作成するということになりました。

小委員会における第三者点検においては、新たに追加された事務である新型コロナウイルス感染症対策に関わる事務を中心にご確認いただいたところでございます。

それでは、議題、特定個人情報保護評価、報告事項（1）小委員会審議状況報告について、一括して説明報告させていただきます。

資料1-1、特定個人情報保護評価書（全項目評価書）と、資料2、令和3年度第1回小委員会審議結果報告書（概要）、こちらを用いまして、説明報告させていただきます。

なお、資料1-2、基礎項目評価書につきましては2ページのI、関連情報、こちらと、5ページのIV、リスク対策に変更がございましたが、この変更部分につきましては、資料1-1、全項目評価書に記載内容を合わせたものでございます。

ですから、今回、資料1-2は割愛させていただきたいというふうに思っております。

それでは初めに、資料2、小委員会審議結果報告（概要）をご覧いただきたいと存じます。

開催日時でございます。令和3年10月4日（月）の午後2時から4時30分まで。

場所が、グリーンホール5階において開催いたしました。

出席者、議題は、記載のとおりでございます。

会議内容でございます。

#### 1、小委員会の目的。

個人情報保護委員会評価規則において、対象人数等の増加により、しきい値判断の結果が変わり、重点評価又は全項目評価を実施するものと判断された場合、速やかに保護評価を再実施すると定められております。

予防接種に関する事務においては、国が構築するワクチン接種記録システム（VRS）を利用するために、区民全員の個人番号を含む特定個人情報をVRSに記録することになりました。この取扱いにより、全項目評価書の新規作成に伴う第三者点検を実施すること

になりました。

2、説明要旨でございます。

評価書の作成にあたっては、国のひな形のほか、板橋区が既に作成している個人住民税の賦課に関する事務等の全項目評価書を参考として、今回の評価書を作成しました。

しかし、記載内容については類似案件が少ないことから、ほかの自治体のものも参考にいたしました。

また、本来であれば利用開始前に全項目評価書を作成し、意見聴取・小委員会による第三者点検・保護審議会による審議を経て公表するところでございますが、本年2月の国の説明会で、VRSを利用する案件については事後評価の対象となる旨が示されまして、評価書のひな形も、後日、国から提供される予定であることから、評価は事後に行うということとなりました。

なお、VRSの利用に関する外部委託等については、今年3月12日開催の令和2年度第6回審議会に諮問済で了承されております。

裏面、2ページでございます。

本年8月31日から9月30日までの間、意見聴取を実施いたしましたが、意見は寄せられなかったことを申し添えます。

3、審議概要でございます。

(1) 審議内容です。

評価書の新規作成に係る小委員会における主なご指摘、その対応状況を、片仮名のアからカまで記載いたしました。

1枚おめくりください。

最後のページになります。A4横に一覧表としてまとめさせていただきました。

左から、項番、ページ。これは資料1-1、全項目評価書のページになります。

該当する項目、修正後、修正前の順で記載しております。

それでは、申し訳ございませんが、資料1-1、全項目評価書の10ページのフロー図をご覧いただきたいというふうに思います。

左上の白抜き数字（別添1）事務の内容でございます。

このフロー図の中央あたりの⑮になります。黄色のマーカーを引いております。

A4横の新旧対照表の1行目になります。

アでございます。

旧の表記では「他市町村へ接種記録を照会・提供」とございますが、「このフロー図を見る限りでは、VRSを通して他市町村のシステムに照会・提供しているように見受けられ、VRS内で接種記録を確認していることが分かりにくい」とのご指摘をいただきました。括弧書きの追記を行ったところでございます。

続いて、イでございます。

右隣の11ページになります。

初めに申し訳ございませんが、今の10ページのフロー図をご覧いただきたいと思えます。

左上の④と④´の表記をご覧ください。

「この二つの表記では、選択関係としては少し分かりづらい、注釈を付したらどうか」というようなご指摘をいただきました。

右側の11ページの(2)予防接種の実施の4行目、④´の次に黄色のマーカのところでございます。※で、どちらか一方であることを追記いたしました。

以下、同様に、資料1-1、全項目評価書の修正後の表示には黄色いマーカを引いておりますので、全項目評価書は後ほどご確認いただくということで、説明はA4横、資料2の新旧対照表を使って修正内容を説明させていただきます。

A4横でございます。

3段目、ウでございます。

II、特定個人ファイルの概要。

3、特定個人情報の入手・使用の中の、③入手の時期・頻度でございます。

右側、旧の表記、こちらでは、一つ目の中黒でございます。「転入時に転出元市町村へ」とありますが、転入時のみの運用なのか。

また、同様に二つ目の中黒でございます。「転出先市町村から」とありますが、「厳密に記載すべきである」というようなご指摘をいただきましたので、新の欄のマーカ部分でございます。一つ目の中黒、「転入者について、転入後に」、また、二つ目の中黒、「転出者について」という言葉を追記させていただきました。

四つ目、エでございます。

4、特定個人情報ファイルの取扱いの委託の委託事項の、4、②その妥当性の記載でございます。

旧の記載では「VRSにおいて適切な管理を行うため、専門業者委託が妥当ある。」と

記載がありますが、「専門業者へ委託しないと適切な管理に困難が生じる理由を記載すべき」とのご指摘をいただきました。

そこで、新のマーカ一部分でございます。

まず、「国が構築したものである」ということを追記し、次に「高度に専門的な知識・技術を必要とし、専門業者への業務委託が妥当である」というように修正させていただきました。

五つ目、オでございます。

委託事項の5、②のその妥当性の記載でございます。

エと同様に、旧の表記では「専門業者への委託が必要な理由になっていない」とのご指摘をいただき、新のマーカ一部分でございます「サービス検索、電子申請機能に利用するためのL G W A N - A S P サービス等の運用を行うためには高度に専門的な知識・技術を必要とし」というように追記させていただきました。

最後、六つ目、カでございます。

7、特定個人情報の保管・消去。

リスク2、特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクの中の、リスクに対する措置の内容でございます。

こちらにつきましては、旧の記載では「個人番号付電子申請データを一時保管して使用するのか、あるいは、一時保管場所として使用するのか」とのご指摘をいただき、また、「基本的には、との表記だと一時保管して使用することが標準的な使い方であると読めるが、実際のところはどうか」とのご指摘をいただきました。

現段階ではデータの一時保管もしておらず、また、正確な表現とするために「基本的には」を削除しまして、「保管場所として使用しているが、可能な限り使用しない。使用する場合には」と黄色いマーカのとおり、新しい表現に改めたものでございます。

資料2でございます。1枚お戻りください。

資料2の右の3ページになります。

(2) 審議結果でございます。

小委員会での審議、修正により、全項目評価書を小委員会として承認し、次回審議会、本日でございますが、に上程するということになりました。

説明は以上となりますが、この後の流れを簡単にご案内させていただきます。

本日、本審議会の承認がいただけましたら、その旨、区長に答申いたします。

その後、審議会での答申を基に、区長が評価書を決定し、計画管理書と併せて、国の個人情報保護委員会に提出、公表するという流れになります。

私からは以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

当審議会の顔ぶれが時々変わりますもので、今、議題になっていることがどういった追記なのか、もう一度、私の方で確認させていただいた上でお諮りしたいと思うのですが、まず、マイナンバーを行政事務に利用する場合には、その利用に伴うリスク等の洗い出しをして、あらかじめ、その分析結果を基に対策等々を定めるということになります。

その行政事務というものが、様々な視点で、一番大きいのはどのぐらいの量を扱うかということ、どのぐらいのスタッフがこれを扱うのかということですが、これを基準にいたしまして、非常に重たい全項目評価と呼ばれる、いわば対応マニュアルをつくっておくべきものと、そこまで至らず、本日の資料ですと1-2、基礎項目評価書、こういったものでとどめておくというのがあるんですけども、今回はいわゆるVRS、ワクチンを接種してからの記録システムであります。これにマイナンバーを利用することになりまして、これは、原則として住民の皆さんが全て登録される。もちろん、子供たちもでございますけれども。

という膨大なシステムでございますので、全項目評価書というものを新たに作成することが必要になったというのが、まず大前提でございます。

この仕組みは、当区独自の仕組みではございません。国の個人情報保護法及び、それに基きまして国の個人情報保護委員会が定めた様々な規則によって定められたという、全国的な仕組みでございますが、当区としては、全国的な仕組みに対応するために、この審議会の中の小委員会というところで、この評価書というものについてチェックを行い、そのチェック結果を審議会本体にご報告して承認を受けるということで、区内の手続きを完了させる。もちろん、区の方には区長による決定という手順でございますけれども、という手順にしているわけでございます。

これは、この制度が始まって以来、そのような運用にしております。

そこで、この小委員会という方が、具体的には、いわゆる学識経験者委員の4名で構成されているものでございますが、私がそちらの委員長を務めております。

ということで、今、事務局から審議の経過、あるいは審議に際して事務局からご提出いただいた原案を小委員会審議においてどのように修正を加えたのかというようなことをご



紹介いただきましたけれども、小委員会といたしましては、そのような修正が行われることを前提として、これを当審議会に上程するということを決定しております。

これにつきましては小委員会の議決事項ということになりますので、これにつきましては、まず委員長としての私からご報告を申し上げます。

小委員会からは、予防接種に関する事務、全項目評価書に関し、区長が行ったしきい値判断の結果に変更がある場合の再実施に対し、適合性及び妥当性の観点から精査を行った結果、特定個人情報ファイルの取扱いに関し、個人のプライバシーへの影響を及ぼす可能性がある事項について、適切に評価するとともにリスク対策が講じられていることが確認されたため、本件評価書を承認するというものでございます。

というわけで、以上を前提といたしまして、当審議会におきましては、もちろん内容等ご異論があれば、ご質問、ご質疑いただいても一向に構わないわけですが、基本的には、非常に膨大な情報量でありますので、小委員会の方で審議を行い、今、事務局から報告いただいたようなレベルのチェックを既に済ませたという前提で、その着眼点、あるいは審査手続等を中心として、ご質問あるいはご意見をいただければ、事務局あるいは私の方からお答えした上で、当審議会として本件を承認するかどうかということをお諮りしたいというふうに存じております。

というわけで、以上を前提としましてご意見をいただきたいと思っております。

どうぞ、どなたからでも結構です。

じゃあ、さかまき委員、お願いします。

○さかまき委員 1点だけです。今、会長からご説明がございまして、質問したいのは、1-1の資料の17ページの委託事項5なんですが、今、会長の説明があったとおり、審議そのものに関してでは若干ずれるんですが、ここで、いわゆるLGWAN-ASPサービスの運用委託についての妥当性というところがチェックされているんですが、そのものに対してではないんですけども、質問としては、中段の②その妥当性のところで、今回表現を変えていますが、電子申請についてお聞きしたくて質問させていただきます。

現在、ワクチン接種の接種証明としては、国のアプリと、それから、東京都のアプリ、あとは、書面によって証明書を発行するというようなことでは運用されていると思うのですが、将来これを電子申請する際に、そういったことを委託することは妥当であるという結果がここに書いてあると思うのですが、その上で、今後、ぴったりサービス等々の書面で行っている電子証明を電子申請するというような方向性、流れというのは、今あるのか

どうか、その辺のところを、1点だけお聞きしたいというふうに思います。

○会長 ありがとうございます。

これは、担当課長の方からですかね。じゃあ、お願いいたします。

○予防接種担当課長 担当課長の國枝と申します。よろしくをお願いいたします。

今後の証明書の発行の在り方の方向性ということかと思いますが、今週、12月20日月曜日から、デジタル庁が準備したアプリをスマートフォンにインストールして、その場で電子申請、電子発行できるというのがようやく稼働しまして、それなりの実績が上がっているところでございます。

今後、紙ベースですが、これまでは保健所への郵送申請、もしくは窓口での申請でも同じ内容のものを発行していたところなんですけど、当面は、双方とも並行して稼働を続けていくことになります。

というのも、電子申請にあたりましては、スマートフォンのほかにも、マイナンバーカードを保持していくことが前提となってきますので、持っていない方への配慮とか、そういうことも含めて、紙による郵送窓口の申請も同時に、当面の間は継続していく予定でございます。

○会長 よろしいですか。

○さかまき委員 了解しました。ありがとうございます。

○会長 ほかは、いかがでございましょうか。

では、山田委員、どうぞ。

○山田委員 1点だけ確認させていただきたいのですが、新旧対照表で言いますと、一番下のカのところ。「データの一時保管場所として使用できるが、可能な限り使用しない」という文言になっているんですけど、これは例えば、「原則として使用しない」というような文言にしなかった理由ですとか、その辺の過程を伺えればと思います。

○会長 ありがとうございます。

これは、私の方からまずお答えして、補足があれば事務局からお願いしたいと思うのですが、まず、L G W A N 端末自体の技術仕様は、これはあらかじめ決まっていますので、この一時保管場所として現に使用できるか、できないかという点で言えば、使用できるということになっています。

ここで、元々の文章は「基本的には使用するが」という書き方になっていますので、一旦そこにデータを置いて、その後、転送するというようなオペレーションとなるというこ

とでしたので、小委員会では、まずそういう運用で、現実と合っているのか後ほど確認いたしましたところ、実はそうしていない、現実の運用は、L G W A N 端末自体を一時保管場所として使用するというオペレーションにはなっていないというお答えでした。

そこで、では、実際に使用するという可能性があるのかという観点で、原則として、つまり、例外的に使う可能性はあるけれども、しないと思うというようにオペレーションマニュアル等々を整備するということができるのかということになるわけですが、その点につきましては、今回、全く新しいV R S システムの運用であるために、どうも、オペレーションが、確定的なお答えがはっきり得られていないというところでは、原則として使用しないというふうに書いてしまうというところまでは、現実との間で齟齬が生じる。

これは、現実に行われるリスクを明らかにするというのが目的の文書でありますので、あるべき理想の形を書くというよりも、リスク自体を書かなければいけないので、とすれば、「原則として」というふうに書くよりは、「使われる可能性がある以上、可能な限り」という書き方にとどめておく方が、リスクの洗い出しというそういうふうに判断いたしまして、このような書き方になっております。

事務局、追加でご説明いただければと思います。

課長、お願いします。

○区政情報課長 こちらの書きぶりでございますが、国の書き方、記載というのがこのような形になっていたというところもございまして、このような形で、私どもの方も理解して記載してきたところでございます。

○会長 国の書き方というのは、旧の方の書き方なんです。

○区政情報課長 そうです。

○会長 つまり、国が各自治体に参考例として見せた文章が、この旧でございまして、これを見ると、どうも、オペレーションとして一旦、L G W A N 端末にためておいて、そこからアップロードというように読めるんですが、それは実態とずれているということが、確認が当区の場合は取れました。

ただ、他方で、今後のオペレーションが原則として使わないと言い切れるところまで安定的なものとは、まだ、オペレーション業務内容が、はっきりしないということでございますので、こうなったという報告でございます。

○山田委員 分かりました。ありがとうございます。

○会長 よろしいでしょうか。ありがとうございました。

じゃあ、お願いします。おばた委員。

○おばた委員 基本的な確認になるかもしれないですけども、10ページのところで、データの流れが出ているのですが、今回の新型コロナウイルス感染症対策に係る事務というところについては、この13番以降の流れということになるのかなという理解の確認ですけども、VRSに、板橋区の情報としてデータを登録しますよということ、それから、予防接種を行った際に、その接種記録を紙記録のものをAI-OCRで読み込んで取り込みますよというのが重要。

それから、これは追加の④と④´のところにかかるのかもしれませんが、転出した方とか転入した場合に、他区から「接種記録をください」と言われたときに、15番でVRSから情報を取りますというお話。

16番目というのが、これはその内容というようなところかなというふうに理解しているんですけども、それでよかったのかということだけ、まず教えてください。

○会長 これも、じゃあ、私の方からご説明します。

今回の新型コロナウイルス対応のワクチンについて追加された部分は、ご指摘のとおりですが、そのワクチン接種についても、1番から、ご指摘の13番の前までのところの手続を用いて13以降は追加されているということですので、そういう意味では、追加差分は13以降ですが、実際のオペレーションとしては、1からずっと流れる。そういうふうに理解しております。

○おばた委員 分かりました。ありがとうございます。よく分かりました。

それから、最後にもう1点だけなんですけど、先ほど山田委員からもありましたかの部分についてなんですけども、これは、現実的に、LGWAN接続端末については保存が可能な仕様となってしまっているという言い方が正しいのか分かりませんが、そういった形になっているということで、可能な限り、現在のオペレーションでは使わないというような運用になっている理解でよろしいということですね。

○会長 小委員会としては、そのように理解いたしました。

これは、技術的に可能になっているあたりの確認を事務局からお願いします。

これは、IT推進課長ですかね。

○IT推進課長 LGWAN端末に関しましては、もちろん、アクセス等の制限はされておりますけれども、一部、値を保存するという機能自体は保持しているところでございま

す。

○おばた委員 分かりました。

あと、最後なんですけども、このオペレーションのところで、履歴管理を行う、一時的に保管する場合におけるオペレーションについて、対策というか、管理について書かれているんですけども、これは、前のローカルに保存したタイミングで履歴後を書くみたいなイメージなのか、その辺の作業イメージというか、オペレーションのイメージについて教えてください。

○会長 これは、担当課長でよろしいですか。

実際には、これは、現時点では行わないという方向で整理してくださっていますので、マニュアルとかは、まだ整備されていないかもしれませんが、仮にそういうことが必要になった場合はどういう手順になるか。

○予防接種担当課長 データを保管中に、再申請、申請、訂正が発生した場合は、常に最新の情報であることを確認した上で、説明が分かりづらいと思うのですが、最新の情報に対して修正なり訂正なりをしていくという前提で事務をやることになるかと思えます。

ここの趣旨は、要は、古いものを、古いまま上書きで修正してしまうことのないように注意を払っていくということでございます。

○おばた委員 分かりました。

履歴管理で、いちいちファイルを置いたりしてオペレーションが複雑になりますと、逆に煩雑化してミスが起きる可能性が大きいのかなというふうに思いまして、確認させていただきました。

○会長 ありがとうございます。ほかはいかがでございますか。

内田委員、どうぞ。

○内田委員 よろしく申し上げます。

資料1-1の20ページ目を見ておきますと、特定個人情報の保管・消去というところがございまして、取扱ったデータの出口といいますか、最後には消去して処分するところが非常に大切かなというふうに思っております。

まず最初に、紙媒体に関して、年1回で行う機密文書の一斉廃棄により溶解処理をしているということですけども、一定の期間を過ぎたものが、同時に処理しなければいけないタイミングに来るというわけでもないと思うんですね。

となれば、1カ所に集めていくのかなというふうに感じているんですけど、ぱっと1枚

なくなってしまったということがあってはいけないというふうに思っておりますが、そのあたり、事務処理上の手続をどのように対応されているか確認させてください。

○会長 課長、お願いします。

○予防接種担当課長 保管年日を経過したものの処分の在り方だと思うんですが、基本的には10年保存とされているところなんで、しかるべき場所に倉庫は確保して保存しているところなんで、ただ、今年、今年度、いわゆる、ほとんどが接種した方の紙の予診票の写しとなるんですけど、基本的には本年度分のみと今のところはなっておりますので、今年度と、せいぜい3回目で終われば来年度、2か年のものになりますので、基本的には保存年日を経過した翌年度のどこかで、1年度分、かなり大量になりますので、丸ごとしかるべき手段によって廃棄していくことになると思います。

○内田委員 ありがとうございます。

まとめてしっかりと管理していただけるのであれば大丈夫なのかなというふうに思っておりますけれども、続きまして、データの方を、紙以外のものについて、どの所管が処分するかということは定められていないのでしょうか。

○会長 これは、IT推進課長ですかね。お願いします。

○IT推進課長 一般的に言いますと、今回の管理は限定してお話しした方がわかりやすいと思います。これは保健衛生システム上で一部管理される部分がございますけれども、こちらについては、所管課であります健康推進課の方が管理しているシステムになりますので、消去する側については、そちらの課の責任で消去を行うという形になります。

その関係で、自治体間の情報連携等を行うということで、国の設置する中間サーバの方にデータが一部、今後入るという形になりますけれども、そちらの消去に関しては、基本的に自動的に消去されるというようなシステムになってございます。

もし、サーバを改築、改修するという、全く新しいものへの買い替えについては、物理破壊するというような形が定められているところでございます。

以上です。

○会長 どうぞ、内田委員。

○内田委員 ありがとうございます。

紙もデータも諸々全てについてお尋ねしたいのですけれども、それらを消したものの確認と言いますか、ちゃんと消去されたなということの確認というのは、どこかで取られるのでしょうか。

○予防接種担当課長 紙媒体で言えば溶解処理の履行確認とか、そういうことになってくるかと思いますが、様々な業務と同様に、事業者がしっかりと履行確認したという確認の書類等々を受け取って、何なら、実際に見て確認するなどして、必要ない情報が廃棄されているかということの確認はちゃんとしていきたいと考えています。

○IT推進課長 データの方に関しましては、先ほど申し上げましたようにサーバをなくす、撤去するという場合については、その業者から消去証明というのを取るというのを決めております。

○会長 よろしいですか。ありがとうございました。

ほかは、いかがですか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。

今回、このような形で調整いたしました特定個人情報の保護評価書でございますが、これにつきまして、当審議会としては承認し、区長に答申をした上で、区から国の個人情報保護委員会に提出するというので、よろしゅうございましょうか。

(はい)

○会長 ありがとうございます。

それでは、そのように取り計らいます。ありがとうございました。

本日は、ご審議いただく案件は以上でございまして、あとは報告事項ということになります。

まず、資料3、保育園入園申請書類の紛失事故について、事務局から報告をいただきます。

○区政情報課長 それでは、報告させていただきます。

資料3-1、3-2をご覧ください。

保育園入園申請書類の紛失事故についてでございます。

資料3-2は、参考に修正前の前回7月13日開催の審議会に提出した資料をお付けいたしました。

前回の審議会でご指摘いただきました箇所を修正いたしましたもので、具体的には項番の3、対象者でございます。

資料3-2では「1名」となっております。

こちらが、改めて下線部分に記載されておりますが、資料3-1、これが正式なものになるものでございますが、「3名（児童・父・母）」と修正いたしました。

これは、その下の①入園申請書、⑥勤務証明書など、ご両親の情報も記載されているための修正ということになります。

続きまして、裏面の項番6、発生原因の（1）の記載についてでございます。

下線部分でございます。

修正前の3-2では、「入園申請書類がほかの書類に紛れる」というような記載がございます。

こちらを、「ほかの書類に紛れた状況について、詳細な記載を」というようなご指摘をいただきまして、3-1の正式なものでございます、「ほかの書類が出たままで入力作業を行い、書類が混在し、退園希望者の書類に綴ってそのままキャビネットに保管した」というような内容に追記させていただいたものでございます。

報告は以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

この件につきましてはご記憶かと存じますが、前回までの当審議会におきまして、担当の保育サービス課から口頭を含めご報告いただき、そこで質疑を行ったわけですが、そこで、私を含め何人かから、厳しい指摘がございました。

そもそも、対象者の人数の数え方という基本的なところで、これを1と数えること自体が、個人情報に対するセンシティブティのなさを示しているのではないかというようなことを含めて、相当厳しい議論になったと私も記憶しておりますが、それを持ち帰っていただきまして、かなりきちんと精査いただくということで、本日いただいたものが修正版として挙がってまいりました。

ということで、事務局と私の議題打合せの際に、保育サービス課長に改めてお越しいただいて、説明いただくということも必要かというご相談がございましたので、きちんと課内で情報が共有され、この件について、今回上程するというの意味が分かっているのであれば、それは事務局報告で構わないというふうに私の方でいたしましたもので、本日は、保育サービス課長はお越しでございませぬけれども、もし、この際、現課の方に併せて伝えるべきポイント等々がございましたら、ご質問、あるいはご意見をいただければと思います。いかがでございましょうか。

このような形の修正を了承するとのことで、よろしいですか。

（はい）

○会長 ありがとうございます。それでは、本件は了承したものといたします。



それでは、続きまして、次の報告事項でございます。

情報公開及び個人情報保護審査会の答申についてでございます。

これにつきましては、報告を、まず事務局からいただきたいのですが、説明として、私の方から、若干、本件報告の趣旨等について、一言申し上げたく思います。

この報告の対象でございます情報公開の個人情報保護審査会の答申というものが何かと申しますと、私どもは個人情報法保護審議会であります。これは、簡単に申しますと、当区における個人情報あるいは情報公開のあり方、制度論一般について議論をしていく。そして、必要に応じて区長に答申を申し上げるということを任務にしておりますけれども、審査会の方は、当区が定めております情報公開条例、それから個人情報保護条例に基づいて行われました、例えば自己情報開示請求に対して、区が行った行政処分、これに対する不服申し立てなどがあつた際に、この申し立てをどう処理するかということについて区長に対して意見を述べるという、そういった準司法機関的な役割を果たすというタイプの会議体でございます。

私どもとは言わば同業、役割を異にしておりますけれども、同じ個人情報保護情報公開の目的のために置かれている二つの組織ということになりまして、両者間に上下関係等はないでございます。

しかしながら、情報公開及び個人情報保護審査会は条例の解釈を行って答申を行うわけですから、この答申結果を受けて、場合によっては条例改正が必要になるという可能性がございます。

条例の不備があつたのでこのような結果になつたのだというようなことを答申でご指摘いただくことも、論理的には十分在り得るということでございます。

そこで、当審議会といたしましては、事務局を経由して、審査会から個別事案について答申が挙がった場合には、全て、それをこちらにご報告いただき、この個別の事案についての審査ではなくて、これは私どもの権限外です。この答申が妥当であるか、妥当でないかということ、いわば高等裁判所のように上級審として判定するということを私たちは任務としておりませんし、そのような権利も持ちませんし、するべきでもありませんが、ここで示された考え方をベースとして、制度自体の改革が必要であるというふうに考える場合には、区長に対して、制度改革、運用改善等の建議をするというのが当審議会の処遇ということになります。

そういった観点で報告をいただいておりますので、事務局には、まずそのような観点で

ご報告をいただくということです。

それから、その後、質疑応答をお願いいたしますけれども、大変恐縮ではございますけれども、今回の答申そのものの当否ということは当審議会の審議対象の外になる。それについては議論の対象ではないということを前提にご議論いただければというふうに存じます。

少し長い前置きになってしまって恐縮でございましたが、それでは事務局からご報告をいただきます。

○区政情報課長 それでは、資料4をご覧ください。

資料4、情報公開及び個人情報保護審査会の答申について（概要）に基づきまして、ご報告させていただきます。

項番1、件名でございます。

『坂本健区長の前回区長選における選挙運動費用等収支報告書および領収書の写し。公費負担の状況が分かる文書の情報公開請求に対する公文書部分公開決定処分（令和2年10月23日付）』に係る審査請求でございます。

項番の2、処分の内容でございます。

本件の情報公開請求に対しまして実施機関（選挙管理委員会）は、令和2年10月23日付けで公文書部分公開決定を行いました。

【部分公開決定の理由】をご覧くださいと存じます。

一つ目の中点、個人名、電話番号、住所。これは情報公開条例第6条第1項第2号の個人情報に該当いたします。

二つ目、印影です。

これは、同じく第2号の個人情報、第3号事業活動情報、4号の犯罪誘発防止に該当いたします。

最後、三つ目、お客様番号と、四つ目の領収書のポイント情報。こちらは条例第6条第1項第2号として該当します。カード番号、口座情報が第4号としての該当というようになったものでございます。

これらを被覆した部分公開を決定したものでございます。

項番の3、審査請求の内容でございます。

それと、項番4、審査結果につきまして、こちらにつきましては、記載のとおりでございます。

項番5、審査会の結論及び理由でございます。

結論です。

「区が審査請求人に対して行った公文書公開請求に対する公文書部分公開決定処分のうち、『選挙運動費用等収支報告書』の「出納責任者の印影」を非公開とした判断は妥当ではなく公開すべきであるが、その他非公開と判断した部分については妥当である」というような内容でございます。

理由でございます。

まず、(1)でございます。審査請求人は、『坂本健区長の前回区長選における選挙運動費用等収支報告書および領収書の写し。公費負担の状況が分かる文書』の公開を求められました。

これに対し、区は、条例第6条第1項第4号、犯罪誘発防止に該当することを理由に、部分公開の決定をいたしました。

裏面2ページでございます。

(2)です。この決定に対し、審査請求人は、「選挙運動費用等収支報告書」の印影の非公開処分を取り消す旨の裁決を求めてこられました。

これに対し、区は、この収支報告書の印影部分は、犯罪誘発のおそれから、同項第4号に規定する「行政上の義務に違反する行為の取り締まりその他公共の安全と秩序の維持に関する情報」であるとして非公開にしたと主張してまいりました。

(3)です。審査請求人は、公職選挙法により、印影部分も含めて閲覧可能であることから、同号にいう情報には該当しないと反論してこられました。

(4)です。審査会では、この収支報告書の出納責任者の印影が第4号に該当し非公開とすべきとする判断が妥当であるかが争点となり、この点を検討していただきました。

①区は、非公開の理由として、印影は写しの交付により複製を可能とし、犯罪を誘発するおそれがあり、第4号に規定するものであるとしております。

これに対し、審査請求人は、印影部分も被覆されていない形で収支報告書の公開がされているというようなご主張でございました。

②印影は一般に個人に関する情報であり、個人が識別され得るものとされている。

しかし、印影が全て自動的に非公開とするのは条例の趣旨ではない。条例第6条第1項第2号アは個人情報であっても「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」については非公開とする個人情報から除かれるとされて

おり、この印影がこれに該当するかを個別具体的に判断しなければならないとしまして、③そのような状況を鑑みて、本件の請求対象となる収支報告にある出納責任者の印影部分の開示について、検討を行っていただきました。

区は、印影の公開で複製が可能となり犯罪誘発のおそれから、条例の規定により、従来からの区の印影に関する情報開示の方針に倣い、非公開とされるとしている。

審査会として、この点について、まず収支報告書という文書の性格を考えていただきました。

公職選挙法第189条により、出納責任者には選挙運動に関する収入等の報告書の提出が義務付けられ、また、同法第192条により、当該報告書は閲覧請求ができるものである。したがって、収支報告書は、閲覧されることが前提となっている文書であるといえる。

④次に、収支報告書に押印された印影がどのような意味をもつのかについて考察していただきました。出納責任者が記載した内容が真正であること。添付されている領収書等も真正であることを出納責任者が責任をもって保証するものである。これは、収支報告書に「この報告書は、公職選挙法の規定に従って作成したものであり、真実に相違ありません」という文言が記述され、押印されていることから、明らかであるといえる。

右側3ページでございます。

⑤そのように理解したうえで、本件に特殊性、すなわち、写しの交付により複製を可能とし、条例第6条第1項第4号の規定に該当する犯罪を誘発するおそれが仮にあったとしても、閲覧により公開が前提となっている収支報告書という文書の性格、及び、それらを認識したうえで収支報告書を作成、押印をする出納責任者の立場を考慮するのであれば、印影部分もまた条例第6条第1項第2号アに規定する「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」であるということも含め、非公開とすることにより保護され得る利益と、公開されることにより保護される利益とを比較衡量すると、後者が前者に、つまり、公開されることが優越するというべきである。

⑥以上のことにより、区が請求人に対して行った情報開示請求の収支報告書に対する部分公開決定は妥当とはいえず、出納責任者の印影部分についても公開をすべきであるという結論をいただきました。

項番6、審査請求に対する決定です。

区長は上記答申を受け、収支報告書の出納責任者の印影を非公開とした部分を取り消すとし、令和3年10月19日付けで審査請求人に通知したものでございます。

説明は以上となります。

○会長 ありがとうございます。

この件、ご質問、ご意見等いかがでしょうか。

どうぞ、さかまき委員お願いします。

○さかまき委員 どちらかという意見になるのですが、審査内容、理由、経過については、論理的でそのとおりだと思っているところではあるんですが、一般論的に印影の公開というところを、これを拝見して考えさせられたんですが、この審査は、収支報告書を公開する前提のものであるということと、それから、印影は確かに方針に則って被覆すべきものというものを比べながら結果を出したと思うのですが、であるならば、公開されるべき文書に押される印影に関しては、押す方がしっかりとわきまえて、踏まえて、例えば、実印を押すことは当然ないと思うんですが、例えば銀行印であるとか、そういった、きちんとしたものだからといって、きちんとした判子を押すということはある得そうな気がして、そうすると、いわゆるリテラシーにかかってしまうのかもしれないのですが、そういったことは、多分、公開される文書というのはほかにもたくさんあって、基本は認め印だとは思いますが、印影というところは心しないといけないというところを感じた。

意見というより感想なんですけど、一般的には、印影というのは情報公開保護の観点からは非公開というのが原則とすることが多いのか、今言った観点というのは考慮されているような条例というのがあるのかという、意見というか質問というか、お答えできるのかどうか分からないんですけども、そんなことを思ったということで。

○会長 大変重要なご指摘だと思います。

実は、事前打合せのときに、私も同じようなことを事務局と議論をまさにしておりました。

まず、今回のこの答申は、拝見する限りにおいては、今、さかまき委員がご指摘のように、今回の文書の正確というものを非常に高く評価するポイントがあるのかという点です。

あらゆる文書に押された印影というものを公開せよということは決してないというふうには、普通に読めるわけですけども、区としては、この答申というのは当然、実務マニュアルなどにこの間も出ましたけれども、記載されることになるとは思いますけれども、それ以外には、何か具体的に、印影の公開請求に対しての基本的なスタンス等々を答申に基づいて変更するというようなご予定はありますか。

○区政情報課長 今のお話のとおり、ケース・バイ・ケースになるんですが、この前提と

しましては、まず公開するという事は、今のところないというようなことでございます。

あくまでも、犯罪を誘発するおそれがあるということを第一に考えまして、非公開という形になっております。

しかし、今回このケース、この書類関係の真正であるということで、出納責任者として押していただいた印というところを考慮しまして、比較させていただいた上で、こちらの方を公開というようなものでございます。

○会長 本件については、この答申を受けて、区長としては答申に従った行政処分を再度されるということですね。

○区政情報課長 ご本人様には結果を通知した上で、こちらを公開したもので、また交付しているところでございます。

○会長 ありがとうございます。

高木委員、お願いします。

○高木委員 素朴な質問ですが、河野さんが大臣になった頃、判子をなくせということがよく言われまして、この進め方は、こういうケースにも当てはまってきますか。どんな感じでございますでしょうか。判子をなくすという、全般的な。

○区政情報課長 今、現状では、こちらは印を押すというような形になっているようでございます。

今後、状況が変わってくれば印鑑自体が不要になってくるというケースもあるかと思うんですが、現状ではまだ必要というふうに聞いているところでございます。

○会長 先ほど、さかまき委員がご指摘の点は、私も全く共感するところでもございまして、個人的なことで言いますと、大学の教師みたいな仕事をしておりますと、こういった証明系のものに判子を押しということがしばしばございまして、そうすると、たまたま私は佐藤と言うファミリーネームであるというのがメリットなんですけれども、どこに行っても判子は売っておりますもので、判子をいっぱい買って来て、買ってきているものをそのまま使うのではなくて、ナイフなどで規格など同じものは幾らでもあるので、角を落としたりしています。

それを使って、ある意味で使い捨てです。この判子をこの書類に押したとしますと、それ以外に使わないというようなことを、しばしばいたします。

そうしますと、これを二重提訴されて、別のところで「これはあなたの判子があるじゃないか」と言われても、この書類は何年何月何日にこの書類に押した以外には使っていない

いというような反論ができるようにするというようなことを個人としてはやっております。

ただ、佐藤だからできるという。藤崎委員などのお名前ですと。

○藤崎委員 販売はしているんですけど。

○会長 そのように、判子というものが、実は三文判がこれだけ多く流通しているところにおいて、果たして、真正性の証明として、どこまで価値があるのかということ自体が、恐らく問題になってくると思いますけどね。

それは余計なことではございました。個人の経験を、少しお話させていただきました。

さて、本日は、当審議会としては珍しく、1時間で用意したものが終わるという、何か悪いことが起こらないといいなと思うところではございますが、報告事項も以上でございましたので、特段何もなければ、本日はここまでにしたいと思います。よろしいでしょうか。

(はい)

○会長 それでは、事務局へ一旦お返しいたします。

○区政情報課長 それでは、次第の下部にもございますが、次回の審議会のご案内でございます。

次回の審議会は、来年の3月8日(火)午後2時から、区役所南館4階の災害対策室で開催を予定しております。

なお、開催時間につきましては、現在、調整しております、場合によっては15分ぐらい遅くなる可能性もございます。

正式な開催のご案内につきましては、また事務局の方から改めてご通知申し上げたいというふうに考えているところでございます。

そして、最後になりましたが、本日をもちまして藤崎委員がご退任なさいますということで、ご報告させていただきたいと存じます。

○会長 ぜひ、一言ご挨拶をいただければと思います。

○藤崎委員 皆さん、お疲れさまです。

私は、連合板橋労働組合の団体ですけれども、その議長という立場でこの会議に出席させていただいておりましたけれども、去る12月9日の連合板橋の総会におきまして、私は議長代議員を退任しましたということですので、個人情報保護審議会も本日が最後という形になります。

たまたま、私の職場が情報セキュリティーですとか、個人情報、Pマークとかを取り扱う部署ということですので、ここにあった細かい事象は当然報告しませんけれども、個人

情報保護に対する考え方、これは非常に、これまで勉強になったなというふうに感じております。

今まで、どうもありがとうございました。

○会長 ありがとうございました。

○区政情報課長 以上で、本日は全て終了ということでございます。お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございました。